

米国国土安全保障省 (DHS)

被雇用者への一時的不確認の通知 (TNC Notice)

被雇用者の姓、名	被雇用者の社会保障番号の後ろの4桁
被雇用者の A-番号	被雇用者の書類番号
一時的不確認の出た日付	事例確認番号
<p>この TNC 通知 が送られた理由:</p> <p><input type="checkbox"/> DHS 一時的不確認。 この被雇用者のために入力された情報が、米国国土安全保障省の持つ情報と一致しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 写真不一致による DHS 一時的不確認。 この被雇用者が用紙 I-9 雇用資格証明書に添付した写真が、米国国土安全保障省に記録されている写真と一致しません。</p>	

雇用主への指示

重要事項

被雇用者はこの TNC 通知のページ 2 に署名し、日付を記入しなければなりません。

1. できるだけすぐに、被雇用者と二人で (他者を交えず)、この TNC 通知を見直してください。
2. この TNC 通知の上部にある氏名、社会保障番号 (SSN)、米国パスポート番号、A-番号、I-94 番号及び / あるいは運転免許証番号、あるいは州身分証明書番号が正しいことを確認してください。もしこれらの情報に誤りがある場合は、E-Verify のこの事例を閉じ、正しい情報をもって新しい事例を作成してください。

重量事項: 被雇用者が文字を読むことができない場合は、雇用主は被雇用者にこの TNC 通知を読み聞かせなければなりません。被雇用者が英語をよく理解できず、スペイン語、中国語、ハイチ・クレオール語、日本語、韓国語、ロシア語、タガログ語あるいはベトナム語を話す場合は、これらの言語での TNC 通知を与えなければなりません。これらの言語での TNC 通知は「必要資料を見る」('View Essential Resources') で得られます。

3. 被雇用者に、DHS の TNC に対して異議申し立てするか否かをページ 2 で示すよう、求めてください。
4. 被雇用者が TNC 通知のページ 2 に署名し、日付を入れたら、雇用主は下方の署名欄に署名し、日付を記入しなければなりません。
5. 被雇用者に、この署名された英語の TNC 通知のコピーを渡し、被雇用者の用紙 I-9 にコピーを添付してください。
6. E-Verify に、被雇用者に対して TNC について知らせた旨を入力し、「続ける」をクリックしてください。
7. E-Verify の指示に従い、被雇用者の意思に基づいて、事例を照合するか事例を閉じるかを決定してください。

注記: 被雇用者が一時的不確認に対して異議申し立てをしないことに決めた場合は、あなたはその被雇用者を解雇して E-Verify の事例を閉じることができます。

私は、この被雇用者がこの DHS の被雇用者への一時的不確認の通知のコピーを受け取り、この TNC 通知のページ 2 に記された決定をしたことを保証します。私は、この被雇用者がこの通知を読み、署名したことを保証します。私は、私の知る限り、この被雇用者の、DHS 一時的不確認に異議を申し立てるか否かの決定は、本人の自由意志によるものであり、また、DHS 一時的不確認に異議を申し立てる決定について、被雇用者が雇用主に強要されたり、圧力をかけられたりしたことは決してなかったことを保証します。私は、この TNC 通知に上記された被雇用者が、この書類のページ 2 に署名した本人であることを保証します。

雇用主の氏名	雇用主代表者の氏名
日付	雇用主代表者の署名

被雇用者への指示

あなたにこの被雇用者への一時的不確認の通知 (TNC Notice) が送られた理由

あなたの雇用主は、E-Verifyという、国土安全保障省 (DHS)および社会保障庁 (SSA)が管理するプログラムを利用しています。E-Verifyとは、書式I-9 (就労資格証明書) であなたが記入した個人情報と政府の持つ記録を対照させ、米国であなたが就労資格を持っていることを確認するものです。あなたが就労資格証明書、永住権カード、米国パスポート、またはパスポートカードを雇用主に提出したのであれば、雇用主はE-Verifyを使い、あなたの書類の写真がDHSに記録されている写真と一致するかどうか確かめることができます。

あなたがこのTNC通知を受け取ったのは、E-Verifyが、用紙I-9に記入されたあなたの情報と、DHSの持つあなたの記録が一致しないことを示したからです。これはDHS一時的不確認、またはTNCとして知られています。このことは、あなたが雇用主に誤った情報を与えたとか、あなたに米国で就労許可がないということの意味するものではありません。

DHS一時的不確認は次のような理由で生じます：

- あなたの名前、A-番号及び / あるいはI-94番号がDHSの記録に間違って記入されている場合。
- あなたの米国パスポート、パスポートカード、運転免許証番号あるいは州身分証明書情報の確認が不可能だった場合。
- あなたの情報がE-Verifyで調べられた時、DHSの持つあなたの情報がまだ更新されていなかった場合。
- あなたの市民権、あるいは移民関連の身分が変わった場合。
- DHSの持つあなたの情報に他の間違いがあった場合。
- あなたが、他の目的であなたのSSNが使われないように、DHSジョブロック (JobLock) プログラムによってE-VerifyのSSNをロックしている場合。
- あなたの雇用主がE-Verifyにあなたの情報を正しく入力しなかった場合。

重要事項

このTNC通知は、あなたに就労許可がないとか、用紙I-9のためにあなたが提出した書類に誤った情報があるということの意味するものではありません。もしあなたがDHSの一時的不確認の通知に対して意義を申し立てる選択をするのであれば、あなたはDHSに連絡しなければなりません。DHSではDHSの情報を見直し、あなたに米国での就労許可があるかどうかを判定します。もしあなたがこのDHSの一時的不確認に対して異議を申し立てないと決めた場合は、あなたの雇用者はあなたを解雇することができます。

あなたがしなければならないこと

このTNC通知の1ページ目にある、あなたの氏名、社会保障番号、米国パスポート番号、A-番号、I-94番号及び / または運転免許証番号あるいは州身分証明書番号が正しいことを確認してください。誤った情報がある場合にはすぐに雇用主に知らせてください。もしあなたの情報が正しければ、あなたはDHS一時的不確認に対して異議申し立てをするかどうかを決め、その決定を雇用主に知らせなければなりません。

あなたがDHS一時的不確認に**異議を申し立てる** (行動を取る) ののであれば、あなたはDHSに連絡しなければなりません。あなたの雇用主はE-Verifyを通してあなたの事例をDHSに送り、あなたに照合書を与えます。照合書にDHSへの連絡方法、必要な情報、または必要な書類が書いてあります。あなたは、あなたの雇用主がE-Verifyであなたの事例を照合した日から連邦政府就業日8日以内にDHSに連絡せねばなりません。

あなたの雇用主が、あなたがTNCに対して異議を申し立てると決めたことを理由に、あなたに対して不当な措置を取ったり、解雇することは禁じられているということを知っておくことは重要です。このTNCの次のページにあなたの権利の概要説明があります。

あなたがDHS一時的不確認に異議を申し立てない（行動を取らない）のであれば、あなたはTNCを解決する機会を放棄することになります。あなたの事例は自動的に最終的不確認とされ、あなたの雇用主はあなたを解雇することができます。

重要事項

あなたの権利を知ってください：あなたの法的権利についての重要な情報について次ページを読んでください。

私の選択は：(どちらかにチェックしてください)

DHS一時的不確認に対して異議を申し立てます。私は、DHS照合書に記された日付から連邦政府就業日8日間以内に米国国土安全保障省に連絡しなければならないことを理解しています。

DHS一時的不確認に対して異議を申し立てません。私は、DHS一時的不確認に対して異議を申し立てる機会を放棄する選択をします。私は、私の雇用主が私を解雇できることを理解しています。

被雇用者の署名	日付
---------	----

あなたがせねばならないことについて、質問がある場合は、E-Verifyの電話 888-897-7781 (聴覚障害者専用TTY: 877-875-6028) が、EメールアドレスE-Verify@dhs.gov に連絡してください。移民関連の不当雇用慣行についての質問は、移民関連不当雇用慣行特別室 800-255-7688 (聴覚障害者専用TTY: 800-237-2515) に連絡してください。

あなたの権利を知ってください

- 雇用主は一部の被雇用者だけにE-Verifyを使ったり、仕事の応募者を事前に調べるためにE-Verifyを使うことはできません。E-Verifyは出身国、市民権、あるいは移民上の身分にかかわらず全ての新規被雇用者に対して使われなければなりません。
- 雇用主が既存の被雇用者の照合にE-Verifyを使うことは、その雇用主が現在、契約の中にFAR (Federal Acquisition Regulation 連邦調達規制) E-Verify 条項のある連邦契約業者でない限りは、できません。
- 雇用主は、「E-Verify 使用通知」と、「就労権利ポスター」を英語とスペイン語の両方で、はっきりと提示しなければなりません。
- 雇用主は、一時的不確認 (TNC) を受けた被雇用者に「被雇用者への一時的不確認の通知」のコピーを与えなければなりません。このTNC通知には、TNCに対して異議申し立てをする方法が書いてあります。
- 雇用主は、被雇用者がTNCに対して異議申し立てをすることを決めたことを理由に、または被雇用者の事例が国土安全保障省 (DHS) や社会保障庁 (SSA) で未解決であることを理由に、被雇用者に対して解雇、雇用の一時停止、給料支払いやトレーニングの差し止め、雇用開始期日の延期などの不当な措置、または雇用を制限するような行動を取ることはできません。
- 雇用主は、被雇用者が一時的不確認に対して異議申し立てをすることに決定した場合は、被雇用者にDHSあるいはSSAの照合書を与えなければなりません。照合書には被雇用者への指示と、政府機関への連絡先が書かれています。
- 雇用主は、被雇用者がTNCに異議を申し立てることのできるよう、E-Verifyでケースが照合されてから連邦就業日の8日間、SSA地方事務所に出向く、またはDHSに連絡するための猶予を与えなければなりません。
- 雇用主が、被雇用者を解雇できるのは、最終的不確認を受け取った後、あるいは被雇用者が一時的不確認に異議申し立てしないことを決めた後のみです。

- 雇用主は、就労許可の有効期限の切れた既存の被雇用者を、再照合するために E-Verify を使うことはできません。その代わりに、雇用主は書式 I-9 (就労許可証明書) のセクション 3 に記入するか、新しく書式 I-9 を記入しなければなりません。

E-Verify のプライバシー保護やプログラム規則などの他のインフォメーションをお探しの場合は、E-Verifyウェブサイト www.dhs.gov/E-Verify を参照ください。

違反は報告してください

もしあなたの雇用主が E-Verify の規則に違反をしたり、あるいはあなたに対して差別的または不当な取り扱いをしたと感じたら、その旨を報告することをお勧めします。被雇用者の不当扱い、プライバシー侵害、または一般的な E-Verify に関する苦情などがありましたら、E-Verify 被雇用者ホットライン 888-897-7781 (聴覚障害者専用 TTY: 877-875-6028)、または E メール E-Verify@dhs.gov までご連絡ください。

あなたの市民権、移民上の身分、出身国にもとづく雇用差別、あるいはその他の E-Verify の乱用を報告するには、司法省公民権課移民関連不当雇用慣行特別室 800-255-7688 (TTY : 800-237-2515) に連絡してください。詳細については、特別検査官室のウェブサイト www.justice.gov/crt/osc を参照してください。